平成２２年（フ）第４５号
茨城県高萩市大字安良川251番地の５
債務者　渡邉ひろ子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５０号
茨城県日立市田尻町５丁目１番16―402号
債務者　佐藤貴美子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７号
岐阜県高山市下岡本町1387番地
債務者　渡邉美喜代
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
三重県桑名郡木曽岬町大字栄326番地
債務者　古村　哲也
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
三重県桑名市大字額田888番地４
債務者　村田　英雄
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
三重県桑名市大字額田888番地４
債務者　村田美智子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
三重県四日市市別名５丁目２番５号
債務者　今村　晃子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
三重県四日市市茂福町９番13号
債務者　渡邉　和江
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
三重県四日市市まきの木台２丁目105番地
債務者　小西　元明
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
京都市伏見区淀美豆町324番地20
債務者　岩田ながみ（旧姓森尾）
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
京都府宇治市宇治字文字27番地の２　クレセント宇治403号
債務者　田中　和男
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
京都府城陽市平川指月123番地の５
債務者　泉　　浩明
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
京都市下京区西洞院通仏光寺下る本柳水町768番地　アルカサール西洞院501号
債務者　信國　　光
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
京都市伏見区羽束師菱川町243番地２　橋本マンション102号
債務者　初瀬　敬子（旧姓小山）
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目256番地　リビングタウン湖山Ａ―302号、旧住所神奈川県相模原市東林間７丁目35番18号
債務者　田島　寛康
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市馬場町31番地　ガーデンパーク202号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町湯1599番地の１
債務者　左近よし枝
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市馬場町31番地　ガーデンパーク202号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町湯1599番地の１
債務者　左近　幸子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鳥取地方裁判所民事部